

次期計画案（新）

現行計画（旧）

主な変更理由

《高額療養費制度》
自己負担限度額
(70歳未満)

区分	限度額
年収約1,160万円～の方	252,600円+(医療費-842,000円)×1%
年収約770万円～約1,160万円の方	167,400円+(医療費-558,200円)×1%
年収約370万円～約770万円の方	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
～年収約370万円の方	57,600円
住民税非課税の方	35,400円

(70歳以上75歳未満)【平成29年8月～平成30年7月】

区分	外来+入院(世帯単位)	
	外来(個人単位)	
現役並み所得者	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [多数回該当:44,400円]
一般	14,000円 [年間上限144,000円]	57,600円 [多数回該当:44,400円]
低所得者	8,000円	24,600円
低所得者のうち特に所得の低い者	8,000円	15,000円

(70歳以上75歳未満)【平成30年8月～】

区分	外来+入院(世帯単位)	
	外来(個人単位)	
年収約1,160万円～の方	252,600円+(医療費-842,000円)×1% [多数回該当:140,100円]	
年収約770万円～約1,160万円の方	167,400円+(医療費-558,000円)×1% [多数回該当:93,000円]	
年収約370万円～約770万円の方	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [多数回該当:44,400円]	
～年収約370万円の方	18,000円 [年間上限:144,000円]	57,600円 [多数回該当:44,400円]
低所得者	8,000円	24,600円
低所得者のうち特に所得の低い者	8,000円	15,000円

・世帯合算基準額

70歳未満の者については、同一月における21,000円以上の負担が複数の場合は、これを合算して支給。

・多数回該当の負担軽減

12か月以内に3回以上自己負担限度額に達した場合、4回目から[多数回該当]となる。

・長期高額疾病患者の負担軽減

血友病、人工透析を行う慢性腎不全の患者等の自己負担限度額:10,000円
(ただし、上位所得者で人工透析を行う70歳未満の患者の自己負担限度額:20,000円)

《高額医療・高額介護合算制度》

1年間(毎年8月～翌年7月)の医療保険と介護保険における自己負担の合算額が著しく高額になる場合に、負担を軽減する仕組み。

自己負担限度額は、所得と年齢に応じきめ細かく設定。

《高額療養費制度》
自己負担限度額
(70歳未満)

区分	限度額
年収約1,160万円～の方	252,600円+(医療費-842,000円)×1%
年収約770万円～約1,160万円の方	167,400円+(医療費-558,200円)×1%
年収約370万円～約770万円の方	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
～年収約370万円の方	57,600円
住民税非課税の方	35,400円

(70歳以上75歳未満)【平成29年8月～平成30年7月】

区分	外来+入院(世帯単位)	
	外来(個人単位)	
現役並み所得者	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [多数回該当:44,400円]
一般	14,000円 [年間上限144,000円]	57,600円 [多数回該当:44,400円]
低所得者	8,000円	24,600円
低所得者のうち特に所得の低い者	8,000円	15,000円

(70歳以上75歳未満)【平成30年8月～】

区分	外来+入院(世帯単位)	
	外来(個人単位)	
年収約1,160万円～の方	252,600円+(医療費-842,000円)×1% [多数回該当:140,100円]	
年収約770万円～約1,160万円の方	167,400円+(医療費-558,000円)×1% [多数回該当:93,000円]	
年収約370万円～約770万円の方	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [多数回該当:44,400円]	
～年収約370万円の方	18,000円 [年間上限:144,000円]	57,600円 [多数回該当:44,400円]
低所得者	8,000円	24,600円
低所得者のうち特に所得の低い者	8,000円	15,000円

・世帯合算基準額

70歳未満の者については、同一月における21,000円以上の負担が複数の場合は、これを合算して支給。

・多数回該当の負担軽減

12か月以内に3回以上自己負担限度額に達した場合、4回目から[多数回該当]となる。

・長期高額疾病患者の負担軽減

血友病、人工透析を行う慢性腎不全の患者等の自己負担限度額:10,000円
(ただし、上位所得者で人工透析を行う70歳未満の患者の自己負担限度額:20,000円)

《高額医療・高額介護合算制度》

1年間(毎年8月～翌年7月)の医療保険と介護保険における自己負担の合算額が著しく高額になる場合に、負担を軽減する仕組み。

自己負担限度額は、所得と年齢に応じきめ細かく設定。

次期計画案（新）	現行計画（旧）	主な変更理由
<p>○ 生活習慣病 (p.42)</p> <p>疾病の発症には、様々な要因が関係していますが、そのうち、生活習慣は、「悪性新生物」、「脳血管疾患」、「心疾患」などの発症に深くかかわっていることが明らかになってきています。</p> <p>例えば、生活習慣の与える影響が大きい疾病には、喫煙による「肺がん」、食事の偏りによる「脳卒中」や「高血圧」、運動不足などによる「糖尿病」などがあります。</p> <p>このような生活習慣がその発症・進行に深く関与する疾患群を生活習慣病と呼んでいます。</p>	<p>○ 生活習慣病 (p.43)</p> <p>疾病の発症には、様々な要因が関係していますが、そのうち、生活習慣は、「悪性新生物」、「脳血管疾患」、「心疾患」などの発症に深くかかわっていることが明らかになってきています。</p> <p>例えば、生活習慣の与える影響が大きい疾病には、喫煙による「肺がん」、食事の偏りによる「脳卒中」や「高血圧」、運動不足などによる「糖尿病」などがあります。</p> <p>このような生活習慣がその発症・進行に深く関与する疾患群を生活習慣病と呼んでいます。</p>	
<p>○ 後発医薬品（ジェネリック医薬品 p.44）</p> <p>先発医薬品の特許期間終了後に、先発医薬品と品質・有効性・安全性が同等であるものとして厚生労働大臣が製造販売の承認を行っている医薬品であり、一般的に開発費用が安く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が低くなっています。</p>	<p>○ 後発医薬品（ジェネリック医薬品 p.45）</p> <p>先発医薬品の特許期間終了後に、先発医薬品と品質・有効性・安全性が同等であるものとして厚生労働大臣が製造販売の承認を行っている医薬品であり、一般的に開発費用が安く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が低くなっています。</p>	
<p>○ <u>バイオ後続品</u> (p. 44)</p> <p><u>特許終了後の先行バイオ医薬品と同等・同質の品質、安全性及び有効性を有する医薬品として、異なる製造販売業者により開発される医薬品であり、バイオシミラーともいいます。一般的に開発費用が安く抑えられることから、先行バイオ医薬品に比べて薬価が低くなっています。</u></p>		
<p>○ 保健事業実施計画（データヘルス計画 p.47）</p> <p>法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成 16 年厚生労働省告示第 307 号）に基づき、各保険者が効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、レセプトデータや国保データベースシステムによる健診・医療情報などを活用して策定する計画です。</p>	<p>○ 保健事業実施計画（データヘルス計画 p.48）</p> <p>法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成 16 年厚生労働省告示第 307 号）に基づき、各保険者が効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、レセプトデータや国保データベースシステムによる健診・医療情報などを活用して策定する計画です。</p>	
<p>○ <u>メタボリックシンドローム</u> (p. 47)</p> <p><u>内臓脂肪症候群ともいいます。該当者は、内臓脂肪の蓄積（主に腹囲により</u></p>		

次期計画案（新）	現行計画（旧）	主な変更理由
<p><u>測定）に加え、リスクがあるとされる血中脂質や血圧、血糖の基準のうち2つ以上に該当する方、予備群は、内臓脂肪の蓄積に加え、血中脂質や血圧、血糖の基準のうち1つに該当する方をいいます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ノルディックウォーキング (p. 48) <u>フィンランドが発祥の地で、2本のポールを持って歩行する身体全体を使うスポーツです。クロスカントリースキー選手が夏のトレーニングとして活用したり、北欧では、通勤や通学など日常生活の一部として利用されています。</u> 		
<ul style="list-style-type: none"> ○ オーラルフレイル (p. 49) <u>老化に伴う様々な口腔の状態（歯数・口腔衛生・口腔機能など）の変化に、口腔の健康への関心の低下や心身の予備能力低下も重なり、口腔の脆弱性が増加し、食べる機能障害へ陥り、さらにはフレイルに影響を与え、心身の機能低下にまでつながる一連の現象及び過程をいいます。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ノルディックウォーキング (p. 49) <u>約80年前にクロスカントリースキーチームの夏場のトレーニングとしてフィンランドで始まった、ポールを使用して行う運動です。</u> 	
<ul style="list-style-type: none"> ○ お薬手帳 (p. 49) 病院や薬局などで医療用の薬をもらった時や、市販の薬を購入した時に、薬の名称や飲む量、回数などを記録するための手帳のことです。 医療機関に受診する際に、医師・薬剤師がお薬手帳の記録をチェックし、薬の飲み合わせや副作用を防ぐことや、新しく処方された薬の情報等を記入してもらうことができます。 ○ 一部負担金 (p. 51) 保険医療機関等において、被保険者が治療を受けた際に支払うものです。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活歯援プログラム (p. 50) <u>日本歯科医師会が提唱する歯科健診プログラムで、受診された方の生活習慣などの問題点を見つけ、一緒に改善していく一次予防を目的としており、20の質問に回答することで従来の疾病発見型から、受診者に必要な類型化を行う支援型歯科健診へと転換するものです。</u> ○ お薬手帳 (p. 50) 病院や薬局などで医療用の薬をもらった時や、市販の薬を購入した時に、薬の名称や飲む量、回数などを記録するための手帳のことです。 医療機関に受診する際に、医師・薬剤師がお薬手帳の記録をチェックし、薬の飲み合わせや副作用を防ぐことや、新しく処方された薬の情報等を記入してもらうことができます。 ○ 一部負担金 (p. 52) 保険医療機関等において、被保険者が治療を受けた際に支払うものです。 	

次期計画案（新）			現行計画（旧）			主な変更理由
下記以外の方		3割相当額	下記以外の方		3割相当額	
義務教育就学前の者（未就学児）		2割相当額	義務教育就学前の者（未就学児）		2割相当額	
70歳以上の高齢者	一般	2割相当額 (平成26年3月までに70歳に達している方は1割相当額)	70歳以上の高齢者	一般	2割相当額 (平成26年3月までに70歳に達している方は1割相当額)	
	現役並み所得者	3割相当額		現役並み所得者	3割相当額	

○ 基幹業務システム (p. 52)

地方公共団体情報システム標準化に関する法律第2条第1項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和4年政令第1号）で定められた20業務に係る業務システムをいいます。

○ ガバメントクラウド (p. 52)

政府共通のクラウドサービスの利用環境を指し、ガバメントクラウド上に構築することができるシステムは、地方公共団体情報システム標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に規定された標準化基準に適合したシステム（標準準拠システム）とそれに関連したシステムとされています。

同法において、令和7年度末までに標準準拠システムへの移行が義務付けられたことに対し、ガバメントクラウドの利用は努力義務とされています。

○ 地域包括ケアシステム (p. 54)

高齢者が地域の実情に応じて、可能な限り住み慣れた地域で個々人の有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいいます。

○ 地域包括ケアシステム (p. 55)

高齢者が地域の実情に応じて、可能な限り住み慣れた地域で個々人の有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいいます。